

札幌市公衆浴場法施行条例（平成 24 年条例第 47 号）（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>第 1 条～第 4 条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">（普通浴場及び福利厚生浴場における措置基準）</p> <p>第 5 条 普通浴場及び福利厚生浴場における法第 3 条第 2 項に規定する換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準（以下「措置基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(32) （省略）</p> <p>(33) <u>10 歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>第 6 条～第 10 条 （省略）</p>	<p>第 1 条～第 4 条 （現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">（普通浴場及び福利厚生浴場における措置基準）</p> <p>第 5 条 普通浴場及び福利厚生浴場における法第 3 条第 2 項に規定する換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準（以下「措置基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(32) （現行のとおり）</p> <p>(33) <u>7 歳</u>以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>第 6 条～第 10 条 （現行のとおり）</p>